

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

童話とテーブルマウンテンの里として、久留島武彦翁の精神を継承する玖珠町は、万年山、伐株山に代表される卓上台地の山々を含む豊かな自然に囲まれ、昭和期の豊後森機関庫の隆盛や、陸上自衛隊玖珠駐屯地をはじめ、旧久留島藩城下町、旧天領を中心に基幹産業である農林業と商工業が町内全域にわたって共に発展をしてきた。町の産業構造については、地域経済分析システム（RESAS）の2014年データによると、全652社の企業のうち業種別の割合が高いものから順に、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、建設業、製造業となっており、町全体の企業数の約8割を占めている。なかでも人手に係る業務が多い、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業が占める割合は、全国的にも高い数値となっており、本町産業構造の特徴といえる。（図1）

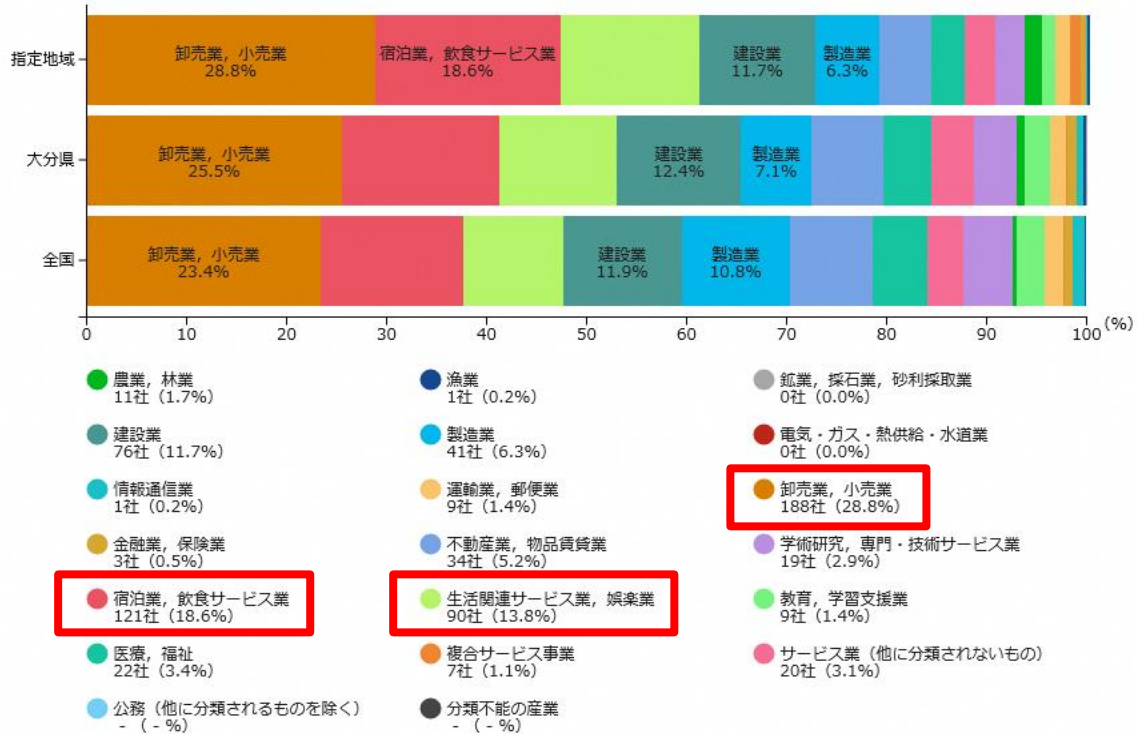
しかし、人口減少・労働力人口の減少など社会構造が大きく変化する現在、本町においても事業者を取り巻く環境は、極めて厳しい状況となっている。平成27年国勢調査によると、町の人口は15,823人となっており、17,054人であった平成22年国勢調査から1,231人の減少となっている。労働生産年齢人口（15歳～64歳）についても、平成22年国勢調査時は9,639人であったが、平成27年国勢調査においては8,382人となっており、1,257人減少という現状を考慮すると、今後事業者自身の高齢化や人手不足の問題等、事業者による働き方改革への対応は避けられないものと考えられる。（図2）、（図3）

このような状況から、町内事業者が所有する設備を生産性の高い設備へと一新させる投資を促進し、事業者自身の労働生産性を効果的に高めることが喫緊の課題であると考えられる。

< 図 1 >

企業数(企業単位) 2014年

指定地域：大分県玖珠町



< 図 2 >

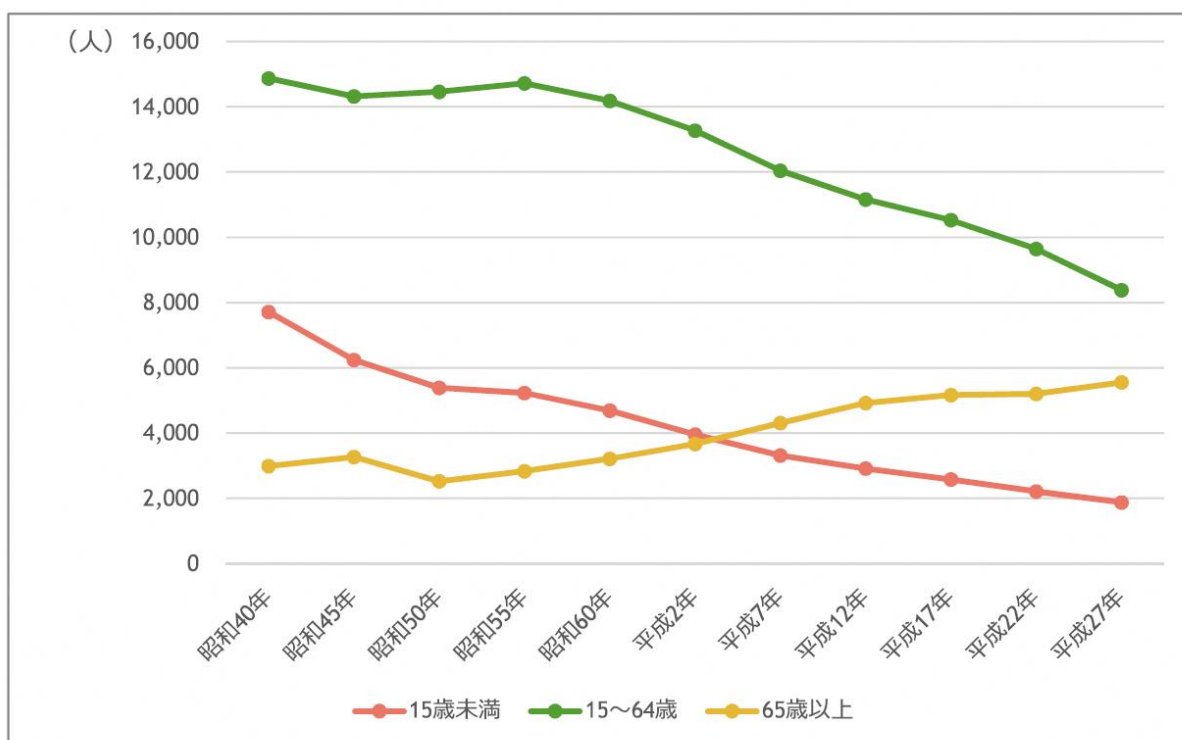
平成 27 年国勢調査結果の概要

人口等基本集計結果－ 2. 年齢別人口

年齢 3 区分別人口の推移

年次	総数 (人)	15 歳未満 (人)	15～64 歳 (人)	65 歳以上 (人)	年齢不詳 (人)
昭和 40 年	25,565	7,708 (30.1%)	14,872 (58.2%)	2,985 (11.7%)	0
45 年	23,828	6,244 (26.2%)	14,321 (60.1%)	3,263 (13.7%)	0
50 年	22,369	5,387 (24.1%)	14,463 (64.7%)	2,519 (11.2%)	0
55 年	22,775	5,229 (23.0%)	14,718 (64.6%)	2,828 (12.4%)	0
60 年	22,079	4,687 (21.2%)	14,178 (64.2%)	3,214 (14.6%)	0
平成 2 年	20,907	3,955 (18.9%)	13,271 (63.5%)	3,668 (17.5%)	13
7 年	19,659	3,311 (16.8%)	12,040 (61.2%)	4,308 (21.9%)	0
12 年	18,988	2,914 (15.3%)	11,157 (58.8%)	4,917 (25.9%)	0
17 年	18,276	2,581 (14.1%)	10,527 (57.6%)	5,167 (28.3%)	1
22 年	17,054	2,203 (12.9%)	9,639 (56.6%)	5,201 (30.5%)	11
27 年	15,823	1,873 (11.8%)	8,382 (53.0%)	5,552 (35.1%)	16

<図 3>



(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に、町内企業の約3%にあたる20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、中小企業者の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでおり、玖珠町内の事業者が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

玖珠町内の事業者は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT/IoT導入による業務の効率化等多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした事業と判断される場合は、雇用の安定に配慮し、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する事業や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、健全な地域経済の発展に配慮し、先端設備等導入計画の認定の対象としない。